



■ 今月も引き続き、同一労働同一賃金について特集 ■

同一労働同一賃金に関する法律改正の**中小企業への適用が令和3年4月1日に迫っております。**

最近の話題としては、「大阪医科薬科大学事件」・「メトロコマース事件」・「日本郵便3事件」の最高裁判決が注目を集めました。

ところで、「**同一労働同一賃金って言うけれど、何をすればいいの?**」というそもそもの疑問がある方に対して、細かい情報は一旦省略し、以下にQ&A形式にて解説いたします。

Q1. 誰と誰を比較するの?

A1. 「正社員」と「短時間（パートタイム）労働者・有期雇用労働者」を比較します。

※ フルタイムで無期雇用の労働者は比較対象外です。

Q2. 何を比較するの?

A2. 「待遇」に差があるかどうかを比較します。

待遇に差がない → 均等待遇（⇒職務内容が同じなら同じ賃金を支給すること）

待遇に差がある → 均衡待遇（⇒職務内容が違うとき、違いに応じて賃金を支給すること）

Q3. 待遇に差がある場合、何をするの?

A3. 待遇の差が「不合理でないこと」を確認します。

※ 「不合理でない」とは・・・社員が納得できる説明ができることを言います。

Q4. 社員が納得できる説明ができないときは?

A4. 待遇差をなくす検討が必要です。

待遇を上げて差をなくすことができればよいですが、

待遇を下げて差をなくす、あるいは差が生じている手当などを廃止する場合は、

よく説明して、社員から同意を得ましょう。

現行制度見直しについてご不安な点、判決の出た裁判例情報等ご不明な点がございましたら、お気軽に

あおば事務所までご相談ください。

～ その他のお知らせ ～

<年末年始休業>

令和2年12月29日（火）～令和3年1月4日（月）の期間は、休業とさせていただきます。

※ 休業期間中にいただいたご連絡については、令和3年1月5日（火）の午後以降に対応させていただきます。

<電話以上訪問未満の打合せ>

あおば事務所では、**Zoom（テレビ会議）**による**面談・会議・研修等に対応**しております。

■ コロナ関連の各種特例処置が延長されました ■

厚生労働省より、**各種特例制度の延長情報が発信**されておりますので、簡単な制度の概要と併せてご案内させていただきます。

- 雇用調整助成金**：従前）令和2年12月末日まで ⇒ **延長後）令和3年2月末日まで**
制度の概要：会社都合により、従業員を休業させた場合に、会社が休業手当を支給します。その際に発生した、**休業手当の金額が一部補填される**制度です。
- 標準報酬月額の特例改定**：従前）令和2年4月支払～7月支払分 ⇒ **延長後）令和2年4月支払～12月支払分**
制度の概要：新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業により著しく賃金下がった場合、**その翌月から社会保険料額を引き下げることができる**制度です。
- 母性健康管理措置による休暇取得支援助成金**：従前）令和2年12月末日 ⇒ **延長後）令和3年1月末日まで**
制度の概要：医師または助産師の指導により、休業が必要とされた、妊娠中の女性労働者が取得できる**有給の休暇制度を整備し5日以上取得させた場合に、有給の取得日数に応じて助成される**制度です。

各種手続きにつき、ご不明点・ご相談等ございましたら、お気軽にあおば事務所までご連絡ください。

■ 特定（産業別）最低賃金額（埼玉県）について ■

令和2年の特定（産業別）最低賃金額が決まりました（発効は令和2年12月1日から）。特定（産業別）最低賃金額は一定の産業について決められており、**地域別の最低賃金（埼玉県 928 円）より高い額**になっています。（カッコ内は引上げ額）

業種略称	非鉄金属	電子部品	輸送機械	光学機械	自動車小売
最低賃金額	948 円（↑4 円）	954 円（↑3 円）	966 円（↑5 円）	963 円（↑4 円）	962 円（↑5 円）

特定最低賃金は都道府県ごとに決められています。埼玉県以外の地域でご不明の場合はあおば事務所までお問合せ下さい。

■ 賞与の連絡はお済みですか？ ■

賞与を支給した場合には届け出が必要ですので、あおば事務所までご連絡ください。賞与支給月に支給がなかった場合も不支給の申請をしますのでご連絡ください。なお、賞与の計算で**ご本人負担分を控除する際の保険料率**をお知らせいたします。

健康保険 4.905%（埼玉）、4.935%（東京）、4.885%（茨城）、4.885%（群馬）、4.965%（神奈川）

介護保険 0.895%（40歳以上65歳未満の方）、**厚生年金** 9.15%、**雇用保険** 0.3%（建設業は0.4%）

- 賞与の保険料を計算する際には1,000円未満の端数は切り捨てます。※雇用保険は切り捨てない金額で計算します。たとえば賞与額が123,456円の場合は123,000円としてこの額に上記保険料率を掛けて計算します。
- 上限額を超えた部分には保険料がかかりません。
健康保険 1年度で573万円（4月～3月までの賞与額の累計）
厚生年金 1ヶ月の支払い額が150万円（同月に複数回の支払いがある場合はその合計額）